

令和7年4月9日

横浜市建築局
宅地審査部
部長 榊原 純 殿

公開質問状の回答に対する再々質問書

(仮称)ガーラ・レジデンス洋光台計画
近接住民代表



(印鑑は省略)

前略 昨日、高橋課長名の再質問書に対する回答書(4/8付け)を受領した。

その回答書を、近接住民のメーリングリストに、早速流したところ、近接住民全家庭から、本来、回答すべき榊原部長が回答していないことに、多くの疑問と怒りが示された。

令和7年2月19日(突然、かつ、一方的、しかも劣悪環境下におけるテント開催が強行された日)、■■■■市議の控室において、■■■■市議及び住民代表に嘘を付いてまでして(公開質問状の質問7記載)、最終的に開発事業者に加担した高橋課長からの回答では、まったく意味がない(責任を果たせない)ことは、一般社会の常識である。

そこで、榊原部長に再々質問する。何故、公開質問状及び再質問書の宛名人(回答者)である榊原部長が頑なに回答を拒み続けるのか、その理由を明らかにされたい。

横浜市の部長職に就いている者が、部下の所業を質している住民からの質問に対し、逃げることなく、真摯に回答されたい。それが、榊原部長の唯一行うべき職責である。再々度の榊原部長からの回答を、4月11日までに要請する。

なお、榊原部長が、今後も一切回答しないということは、公開質問状及び再質問書に記した高橋課長の言動の誤りを部長自らが認めたことに他ならない。その点を、近接住

民、ホームページを閲覧している横浜市民及び日本国民(横浜市を中心に閲覧者は、全国31都道府県に存在する)は、言うまでもなく察知し、見逃していないことを申し添える。

榊原部長が回答しないことは、市民に対する真摯な対応とは言えず、延いては、市民を愚弄しているものである。

以上

※ 本再質問書及び貴殿からの回答書は、一般人の情報を保護したうえで、青空を渡さない会のホームページ及び「X」にて開示することを、念のため申し添える。

即ち、公人である貴殿らの氏名は、そのまま開示するものである。

※ 事実と異なる記載があるとし、榊原部長が高橋課長同様に回答を拒否するのなら、高橋課長の同意を得て録音したICレコーダーの面談記録を横浜市建築局長に拝聴いただくことも検討していることを申し添える。

※ 令和6年11月6日に、榊原部長宛てに、高橋課長の言動につき疑義照会を行い、その回答書を同年11月8日(建宅審第570号)に受領している。その際の回答は「高橋課長の発言を上書きする」との主旨の記載であった。このような市民に背を向けた回答は、市民を愚弄したものであり、今後一切、差し控えることを強く要請する。